

## ○産業建設委員長報告

産業建設委員長 三 津 良 裕

産業建設委員長報告を申し上げます。

今期定例会で、当委員会に付託されました案件は、「議案第20号 鳴門市特別会計設置条例の一部改正について」ほか議案2件であります。

当委員会は去る3月4日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案3件については、いずれも原案のとおり可決すべきと決しました。

以下、審査の概要についてご報告申し上げます。

まず、「議案第20号 鳴門市特別会計設置条例の一部改正について」であります。鳴門市公設地方卸売市場事業に係る特別会計を廃止するため所要の改正を行うものでした。

まず、現在の卸売市場の運営状況と今後の計画についての質疑があり、青果部については従前と同等の金額及び量を確保しているが、水産部に関しては、再開してから魚が多くなる年末までの期間が短かったため、販売ルートが確保できず、売り上げも伸びていない。今後水産部では年間3億円程度の売り上げを計画しているとの説明がありました。

次に、民営化後の卸売市場に対して地元から要望を行う場合にはどこが窓口になるのかとの質疑があり、卸売市場の相談窓口としては市場関係者で組織される卸売市場推進協議会があるが、農林水産課に相談いただければ、市と推進協議会との協議の場の機会づくりに努めたいとの説明がありました。

次に、老朽化している市場の建物については、補修等を行った上で譲渡を行ったのかとの質疑があり、建物とその付帯施設については譲渡する際に現状のまま譲渡することを条件にしたが、付帯設備については譲渡前に例年の倍程度の予算を執行して必要な修繕を行ったとの説明がありました。

次に、現在の卸売市場では魚があまり売れていないという現状があるようだが、それについての対策は講じているのかとの質疑があり、水産部の復活により青果部との相乗効果による売り上げの拡大を目標にして、5年計画で販売方法・流通方法等を見極めながら運営を行うこととしているが、まだ始まって数カ月であるため、今後地元の漁師の方からの入荷を確保できるよう、各漁業組合の代表者で構成される水産振興協議会への働きかけを行っているとの説明がありました。

次に、市は卸売市場の土地を運営会社に5年間の無償貸付をしていることから、今後のことを見据えるため、毎年の決算報告を出してもらうようにし

てはどうかとの提案があり、運営会社との協定では必要に応じて資料を求めることができるとしており、県条例でも地方卸売市場については売上高、量についての報告が規定されているため、今後経営状況の報告もいただくなど情報共有を行っていきたいと考えているとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

-----  
次に、「議案第21号 鳴門市水道法施行条例の一部改正について」であります。水道法施行令等の改正に伴い、布設工事監督者、水道技術管理者の資格要件の改正を行うものでした。

まず、専門職大学とはどんな大学かとの質疑があり、専門職大学とは人材育成が強く望まれる成長分野を中心に、即戦力になる人材を育成する大学であり、今回の改正は、学校教育法の一部を改正する法律および技術士法施行規則の一部を改正する法律が平成31年4月1日から施行されることに伴い水道法施行条例の布設工事監督者等の資格要件に専門職大学を加えるものであるとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

-----  
次に、「議案第24号 市道路線の変更について」であります。松茂町との行政境にある長岸小橋の修繕工事に当たり国庫補助の要件となる市道認定を行うため、市道路線の終点を変更するものであります。

まず、橋梁修繕工事に係り鳴門市の費用負担が必要であるのかとの確認があり、鳴門市民、松茂町民も利用する橋梁であるため鳴門市も費用負担を行い、負担額については今後松茂町との協定書で定めることとしているとの説明がありました。

次に、工事内容の確認があり、工事は床版のクラックや防護柵の補修・修繕工事等を行うとの説明がありました。

次に、長岸小橋のこれまでの管理と今後の管理について質疑があり、橋梁台帳も松茂町で整備されており、小修繕等はこれまで松茂町が行ってきたものと思われる。市道認定をされれば橋梁の今後の維持補修は松茂町が事業主体となって管理を行い、鳴門市は負担金を支払う形の管理方法になると考えられるとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

-----  
以上が、当委員会の審査概要であります。よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。